

受験上の配慮が必要な方へ

疾病、身体機能の障がいのため、受験あるいは修学上の特別な配慮を必要とする志願者は、『**受験上の配慮申請**』を行ってください。申請方法は以下のとおりです。

受験に際して、普段使用している補聴器等、歩行補助器具等（車椅子、松葉杖など）を使用する方は、必ず申請をお願いします。なお、入学後の学習（資格取得のために必須である学内での実験・実習及び学外実習などを含む）を考慮し、必要な場合には志願者との面談をお願いすることがあります。

【申請方法】

1. 受験希望区分の出願開始1ヶ月前までに本学へお電話にてご連絡ください。
2. 1の電話連絡を済ませた方は、以下の申請書類を出願書類と一緒にご提出ください。
 - ①受験上の配慮申請書（本学ホームページよりダウンロード）
 - ②医師の診断書の写し、障害者手帳など、症状を証明できるもの
 - ③大学入学共通テストにおいて「受験上の配慮申請」をしている場合、その申請書類及び審査結果の通知書の写し

※電話連絡をせずに申請書類のみ提出された場合にはご希望には添えませんので、必ず事前連絡をお願いします。